

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

第1節 職員の動員計画

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部体制が確立できるよう職員等の動員を図るための計画である。但し、本部を設置されない場合においても、町長が必要と認めるときは、この動員体制をとることができる。

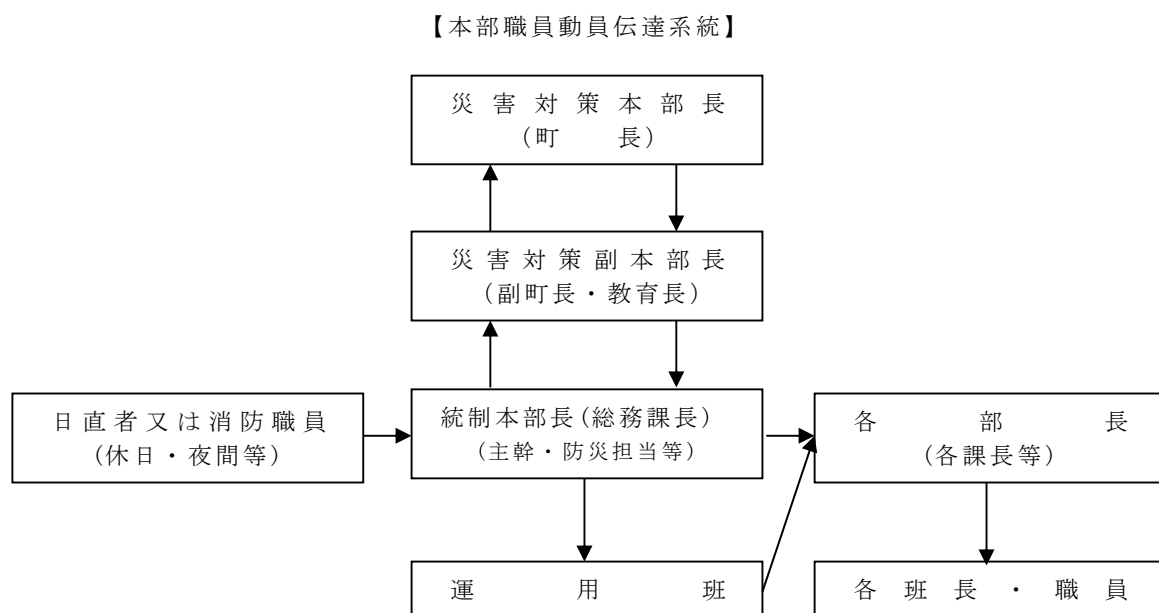
本部員の動員は、それぞれの非常配備の種類「第1章第2節5 配備体制」に応じ、次により行なうものとする。

1 平常執務時の動員

- (1) 総務課長は、災害の発生するおそれのある気象情報あるいは異常現象のおそれのある情報を収受した場合、又は災害が発生し、直ちに応急措置を実施する必要があると認めるときは、町長の指示により本部員のとるべき体制を伝達する。
- (2) 各部長（各課長等）は、本部職員動員の指示を受けたときには、それぞれの配備基準に従って所属本部職員を動員するものとする。

2 休日又は退庁後の動員

- (1) 日直者又は消防職員は、災害が発生するおそれのある気象情報等が関係機関から通知され又は察知し緊急措置を実施する必要があると認められるとき、災害が発生し、緊急に緊急措置を実施するおそれがあると認められるとき、又は災害発生のおそれのある異常気象の通報があったときは、総務課長（主幹・防災担当等）に連絡するものとする。
- (2) (1)の連絡を受けた総務課長（主幹・防災担当等）は、直ちに関係本部職員に連絡しなければならない。



3 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、あるいは発生するおそれがある情報を察知したときは、職員相互に連絡のうえ、又は自らの判断により「非常登庁」するものとする。（第2章防災組織 第2節災害対策本部 5 配備体制参照）

4 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき、各部長は所管に係わる配備体制を整えたときは、直ちに統制本部長（総務課長）を通じて本部長に報告するものとする。

5 消防支署及び消防団員の動員

(1) 消防署黒松内支署に対する職員の動員は、本部長が行い、消防団に対する団員の要請は、本部長の要請により消防署黒松内支署長が行う。

(2) 消防職員及び消防団員に対する伝達方法は、それぞれの組織を通じて口頭又は電話あるいは防災行政無線、サイレン等により行うこととする。

6 他機関に対する出動及び応援要請

(1) 北海道及び他市町村（関係機関も含む）等に対する要請

北海道及び他市町村等に応援協力を要請する必要があるときは、直ちに災害対策会議を開催し協議のうえ本部長が決定するものとする。ただし、その暇がない場合は、直接本部長が決定し、統制本部長が協力要請を行なうものとする。

(2) 自衛隊の災害派遣要請の要求

災害激甚のため自衛隊の災害派遣要請を必要とするときは、「本章第25節 自衛隊派遣要請計画に基づき、北海道知事（後志総合振興局）を通じて派遣要請を要求するものとする。

第2節 災害広報計画

災害時には、被災地住民をはじめとして町民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要があることから、町及び防災関係機関が行う災害広報は、本計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、「第3章 災害情報通信計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- ア 統制本部広報班による災害現場の取材
- イ 道機関その他関係機関及び広報班取材による写真等の収集
- ウ 必要により住民が撮影した写真等の収集

その他、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

2 災害情報等の発表及び広報の方法

(1) 報道機関に対する情報発表等の方法

① 収集した被害状況、災害情報等は、その都度報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

- ア 災害の種別(名称)及び発生年月日
- イ 災害の発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害に状況
 - (ア) 交通、通信状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域)
 - (イ) 火災状況(発生箇所、避難等)
 - (ウ) 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況(被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等)
 - (エ) 道路、橋梁、架線等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)
 - (オ) その他判明した罹災地の情報(二次災害の危険性)

エ 救助法適用の有無

オ 応急、恒久対策の状況

- (ア) 避難について(避難情報発令の状況、避難所の位置、経路等)
- (イ) 応急救護所の開設状況
- (ウ) 給食、給水実施状況(供給日時、場所、量、対象者等)
- (エ) 衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、量、対象者等)

カ 本部の設置又は廃止

② 災害時には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して、積極的に情報、資料の提供を行い協力するものとする。

(2) 住民に対する広報

町は、防災関係団体と連絡を密にし、あらゆる広報媒体(防災行政無線、ラジオ、テレビ、新聞、広報車両、郵便局、インターネット、SNS、Lアラート等)を利用し、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。

なお、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに罹災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施するものとする。

特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、通信等)は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を町民に広報するとともに、本部に対し情報の提供を行うこととする。

4 広報等責任者

広報等責任者は、統制本部長(総務課長)をもって充てることとし、広報等発表事項については、あらかじめ本部長(町長)の承認を得て行なうものとする。

第3節 応急措置実施計画

災害時において、町長が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

1 応急措置

(1) 実施責任者

- ① 町長
- ② 警察官
- ③ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- ④ 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長
- ⑤ 消防機関の長その他法令の規定に基づきその責任を有する者

(2) 町の実施する応急措置

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、関係法令及びこの計画の定めるところに基づき、その所掌事務について、速やかに応急措置を実施するとともに、町長の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

町長は、消防機関の長及び防災に関わる施設の管理者は、法令及びこの計画の定めるところにより所要の措置を講ずるものとし、また、町長は、必要により知事及び他の市町村、関係機関等に協力を求め、応急措置の実施をするものとする。

2 町長の従事命令等

(1) 従事命令等

町長は、災害が発生した場合で救助法の適用に至らない場合においては、基本法第71条の規定に基づき、従事命令、協力命令、若しくは保管命令を発し（以下「従事命令等」という。）施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、またはその職員に施設、土地、家屋、若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができるものとする。

この場合、当該施設及び土地、家屋、若しくは物資の保管する場所に立ち入ろうとする職員は、別表第1号様式に定める証票を携帯しなければならないものとする。

(2) 従事命令

町長が従事命令を出し、業務に従事させることのできる者の範囲は、次のとおりとする。

- ① 医師、歯科医師又は薬剤師
- ② 保健師、助産師又は看護師
- ③ 土木技術者及び建築技術者
- ④ 大工、左官又はとび職
- ⑤ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- ⑥ 鉄道事業者及びその従事者
- ⑦ 自動車運送業者及びその従事者

(3) 協力命令

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、現場の救助を要する者及び近隣の者をその業務に協力させることができるものとする。

(4) 保管命令等（使用、収用、保管）

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、命令をもって、診療所、旅館又は飲食店を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、また物資を収用することができるものとする。

(5) 従事命令等の実施

町長は、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、別表第2号様式から別表第6号様式に定める公用令書等を交付して行うものとする。

3 従事命令等に伴う損失補償等

- (1) 施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、若しくは収用した場合は、そのことにより通常生ずる損失を補償するものとする。
- (2) 従事命令により応急措置の業務に従事した者に対する費用弁償及び従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、救助法が適用された場合の例によるものとする。

4 通信設備の優先使用

町長は、応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別に必要なときは、「第3章第2節 災害通信計画」の定めるところにより、電気通信業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業に用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は、有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電機通信設備若しくは無線設備を使用することができるものとする。

5 救助法による応急救助の実施

救助法による救助の実施は、知事が行う。但し、町長は知事からの救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

6 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、町の区域における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに後志総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は、救助法の規定による救助を行い、その状況を後志総合振興局長に報告し、その後の処置についての指揮を受けなければならない。

7 救助に必要な措置

町長は、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力命令、物資の収用、立入検査等は、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同法施行令、同法施行規則並びに同法施行細則の規定により公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3の規定により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書によって行う職務について相互に協力しなければならない。

別表第 1 号様式

(表)

No. _____	防 災 立 入 検 査 票	
所 属		
職 名		
氏 名		
	年 月 日	生
上記の者は、災害対策基本法第 71 条の規定に基づく権 限を有する者であることを証明する。		
	年 月 日	
	黒松内町長	印
	交付責任者	印

9 cm

6 cm

(裏)

注 意	
1	本票は、他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2	本票は、年 月 日まで有効とする。
3	本票は、有効期限が経過したとき、又は不要になったときは、速やかに返還しなければならない。
4	本票を亡失し、若しくは損傷したときは、速やかに文書をもって届出なければならない。

別表第 2 号様式

従事第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 従事 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。 協力 令和 年 月 日 処分権者 黒松内町長 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表第 3 号様式

保管第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 令和 年 月 日 処分権者 黒松内町長 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表第 4 号様式

管理第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 土地 管理 家屋 を使用 する。 施設 収用 物資 令和 年 月 日 処分権者 黒松内町長 印							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表第 5 号様式

変更第 号 公 用 変 更 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号) に かかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付 する。 令和 年 月 日 処分権者 黒松内町長 印	
変 更 し た 処 分 内 容	
(Blank area for content)	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

変更第	号
公 用 取 消 令 書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にか かかる処分を取消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。	
令和	年 月 日
処分権者 黒松内町長	印

（備考）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、本計画の定めるところによる。

1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、山（崖）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難情報の発令を行うこととする。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実施するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示等避難情報を必要に応じて伝達するとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるものとする。

また、安全な場所にいる人まで避難の必要はないなど、避難行動への理解促進に努める。

(1) 町長（基本法第60条、水防法第29条）

① 町長は、災害時必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立退及び立退先の指示、近隣の安全な場所への待機や屋内安全確保の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに後志総合振興局長に報告する（避難解除の場合も同様とする）。

また、立退指示等がでていない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。

② 町長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した分析を行い、その結果、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認める時は、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退指示を行う。

③ 水防管理者（町長）は、避難のための立退指示をする場合は、警察署長にその旨通知する。

④ 避難情報は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

⑤ 町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な限り避難支援を行う。

(2) 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

警察官は、(1)の③により町長から要請があったとき、又は町長が立退指示をできないと認めるときは、立退指示、立退先指示等を行うものとし、その場合直ちに町長に通知するものとする。災害による危険が急迫したときは、警察官はその場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は、所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

2 避難措置における連絡及び協力

知事（総合振興局長）、町長及び北海道警察本部長（警察署長）は、法律及び防災計画の定めるところにより、避難のための立退きを指示した場合は、相互にその旨を連絡するものとする。

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台及び地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

警察署長は、町長が行う避難指示等について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、避難情報発令の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

3 避難情報各区分の基準

(1) 事前避難

警報等の発令又は災害が発生し始めた場合に事前の避難準備又は安全な場所へ避難させる基準は、次のとおりとする。

- ① 大雨、暴風、洪水等の警報が発令され、事前に避難を要すると判断される時。
- ② 河川が危険水位を突破し、なお水位が上昇するおそれがある時。
- ③ その他諸般の状況から避難準備及び事前避難させておく必要があると認める時。

(2) 緊急避難

事前避難の暇がない場合、例えば、地震、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断したときは、付近の安全な場所に緊急避難させるものとする。

避難情報区分	根拠法令	居住者等がとるべき行動
警戒レベル 3 高齢者等避難	<p>災害対策基本法第56条</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により必要な通知または警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長から警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 <p>※高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p>
警戒レベル 4 避難指示	<p>災害対策基本法第60条</p> <p>災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル 5 緊急安全確保	<p>災害対策基本法第60条</p> <p>3 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長から警戒レベル5緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する必要がある。 ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

4 避難情報の発令の判断基準

水位観測所は別添「主要水位・雨量観測所一覧」のとおり

(避難情報の発令の判断基準) <水位周知河川：朱太川(緑橋)>

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (洪水浸水想定 区域図を基本と する)
警戒レベル3 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 朱太川の緑橋水位観測所の水位が避難判断水位である23.26mに到達した場合 朱太川の緑橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である22.89mを越えた状態で、以下により水位上昇継続のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> 朱太川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準に到達する場合 朱太川上流で大量又は強い降雨の継続が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において12時間累加雨量が80mm以上、または記録的短時間大雨情報(時間雨量80mm以上)発表) 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1、2、3、4、5、6、北7区、南7区、8区及び9区 ● 10区の一部、13区 ● 14区の一部 ● 熱郛、熱郛公住 ● 西熱郛 ● 白炭 ● 上・下中ノ川、目名、五十嵐
警戒レベル4 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 朱太川の緑橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である23.86mに到達した場合 朱太川の緑橋水位観測所の水位が避難判断水位である23.26mを越えた状態で、以下により水位上昇継続のおそれがある場合 <ol style="list-style-type: none"> 朱太川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準を大きく超過する場合 朱太川上流で大量又は強い降雨の継続が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において24時間累加雨量が140mm以上、または記録的短時間大雨情報(時間雨量80mm以上)発表) 異常な漏水・侵食等が発見された場合 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 	
警戒レベル5 緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 決壊や越水・溢水が発生した場合 朱太川の緑橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である23.86mを越え、堤防天端高である25.20mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する) 	

- 避難情報の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。
- 洪水警報発令等発令基準となる流域雨量指数一覧

	朱太川流域	熱郛川流域	黒松内川流域
洪水警報発令	32.4	14.1	14.2
洪水注意報発令	25.9	11.2	11.3

(避難情報の発令の判断基準) 《水位周知河川：朱太川(実橋)》

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (洪水浸水想定 区域図を基本と する)
警戒レベル3 高齢者等避難	1 朱太川の実橋水位観測所の水位が避難判断水位である4.34mに到達した場合 2 朱太川の実橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である3.85mを越えた状態で、以下により水位上昇継続のおそれがある場合 ①朱太川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準に到達する場合 ②朱太川上流及び支流(※)で大量又は強い降雨の継続が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において12時間累加雨量が80mm以上、または記録的短時間大雨情報(時間雨量80mm以上)発表) 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	●北作開の一部 ●中作開の一部 ●南作開
警戒レベル4 避難指示	1 朱太川の実橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.68mに到達した場合 2 朱太川の実橋水位観測所の水位が避難判断水位である4.34mを越えた状態で、以下により水位上昇継続のおそれがある場合 ①朱太川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準を大きく超過する場合 ②朱太川上流及び支流(※)で大量又は強い降雨の継続が見込まれる場合(実況雨量や予測雨量において24時間累加雨量が140mm以上、または記録的短時間大雨情報(時間雨量80mm以上)発表) 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
警戒レベル5 緊急安全確保	1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 朱太川の実橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である4.68mを越え、堤防天端高である6.00mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)	

○ 避難情報の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。

特に河口近傍である作開地区は、朱太川上流域の降雨量・水位の他、危機管理型水位計を設置した市街地北部の支流(※)の水位上昇の状況も加味する。

○ 洪水警報発令等発令基準となる流域雨量指数一覧

	朱太川流域	熱郭川流域	黒松内川流域
洪水警報発令	32.4	14.1	14.2
洪水注意報発令	25.9	11.2	11.3

(避難情報発令の判断基準) < 水位周知河川：黒松内川（旭野橋） >

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象地区 (洪水浸水想定 区域図を基本と する)
警戒レベル3 高齢者等避難	1 黒松内川の旭野橋水位観測所の水位が避難判断水位である 27.90mに到達した場合 2 黒松内川の旭野橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である 27.61mを越えた状態で、以下により水位上昇継続のおそれがある 場合 ①黒松内川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準に到達する 場合 ②黒松内川上流で大量又は強い降雨の継続が見込まれる場合(実 況雨量や予測雨量において12時間累加雨量が80mm以上、または記 録的短時間大雨情報(時間雨量80mm以上)発表) 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等 が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	● 1区の一部 ● 8区、黒松内 公住 ● 旭野地区の 一部 ● 西沢地区の 一部
警戒レベル4 避難指示	1 黒松内川の旭野橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である 28.15mに到達した場合 2 黒松内川の旭野橋水位観測所の水位が避難判断水位である 27.90mを越えた状態で、以下により水位上昇継続のおそれがある 場合 ①黒松内川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準を大きく超 過する場合 ②黒松内川上流で大量又は強い降雨の継続が見込まれる場合(実 況雨量や予測雨量において24時間累加雨量が140mm以上、または 記録的短時間大雨情報(時間雨量80mm以上)発表) 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜 間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
警戒レベル5 緊急安全確保	1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 黒松内川の旭野橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である 28.15mを越え、堤防天端高である29.03mに到達するおそれが高い 場合(越水・溢水のおそれのある場合) 3 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のお それが高まった場合 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域 を限定する)	

○ 避難情報の発令基準としては、水位を最も重要な判断材料とする。その上で、水位上昇の見込みに関する情報を組み合わせる。この際、黒松内川上流域(長万部町二股)の雨量情報に注意する。

○ 洪水警報発令等発令基準となる流域雨量指数一覧

	朱太川流域	熱郭川流域	黒松内川流域
洪水警報発令	3 2 . 4	1 4 . 1	1 4 . 2

内水氾濫地域に対する避難情報

<ul style="list-style-type: none"> ・特に市街地における内水氾濫については、洪水浸水深0.5mに到達する勢いの場合に避難指示を発令することを基本とし、雨量情報等をあわせて活用する。大雨警報(浸水害)の危険度分布は高齢者等避難の発令の判断材料とすることも考えられる。 ・浸水が発生した場合や、重大な被害が生じる恐れが想定される場合等は、緊急安全確保を発令する。 <p>※下水道は流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇する機会が多いため、早い段階から台風情報や気象警報等を活用して防災態勢(市内巡察・排水準備・避難所指定及び開設予令)を備えておく。</p>
--

防災情報の5段階レベル化			
警戒レベル	行政からの情報		住民に求める行動
	自治体	気象庁	
5	緊急安全確保	特別警報	身を守る最善の行動
4	避難指示	警 報	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難		・危険な場所から、高齢者等は避難 ・その他は、避難行動準備
2	(・避難所開設)	注意報	避難行動(避難所・経路・持出品等)の確認
1	(・気象情報提供 ・河川水位情報提供)	早期注意情報	最新の気象情報に注意 (心構えを高める。)

※1 気象庁は、注意報等について「警戒レベル1及び2」、警報等に関しては「警戒レベル〇に相当」と発表

※2 町は、「警戒レベル4 避難指示」等のように発令

5 避難情報の伝達方法

(1) 道に対する報告

避難の事前準備及び避難情報を町長が発令した場合、総務課長はその状況、避難対象地区、発令日時、避難先等を記録するとともに、直ちに後志総合振興局長に対し、その旨を報告するものとする。

(2) 関係機関等への連絡、通報

町長が避難情報を発令したとき又は警察官からの勧告、指示を行った旨の通報を受けたときは、総務課長は、次の要領により必要に応じて関係機関に対して連絡するものとする。

- ① 道の出先機関、警察署又は駐在所に連絡して協力を得る。
- ② 本章第4節に定める避難所の責任者に連絡して協力を求める。
- ③ 状況によっては、地域住民が避難のため隣接市町村の施設を利用することもあり、避難の誘導、経路等の協力を求めなければならないので、必要に応じ隣接市町村に対して必要事項を連絡する。

(3) 伝達の方法

- ① 避難の事前準備又は避難の指示を行った場合は、「第3章 災害情報通信計画」に定める例に準じて地元住民に伝達するほか、防災行政無線、広報車及び拡声機等により速やかに伝達徹底を図るものとする。
- ② 避難を指示した時が夜間、停電時、風雨が激しい場合等、全家庭に対して完全に周知徹底させることが困難であると予想されるときは、消防団員等で組を編成し、個別毎に伝達するものとする。

(4) 指示伝達事項

避難情報の内容として、地域住民に伝達する事項及び避難上の注意事項を次のように定める。

- ① 避難指示、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示又は高齢者等避難の理由及び内容
- ② 避難先の場所又は名称
- ③ 避難経路(わかり易く)
- ④ 火災、盗難の予防対策
- ⑤ 注意事項
 - ア 服装は、軽装とすること
 - イ 携帯品は、非常持ち出し品等必要最小限とすること

6 避難場所の設置等

町は、災害発生時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し、避難場所を設置するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所とする。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮し、福祉避難所を設置するなど、避難場所の確保に努めるものとする。

感染症対策として、1箇所の避難所への住民集中（密状態）を回避するため、近傍町村の友人・知人・親戚宅または旅館・ホテルへの一時避難、高所にある避難場所への車両避難等分散避難も考慮する。

また、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保（家屋の二階等へ移動）」といった適切な行動を住民がとれるように努めるものとする。

(1) 広域避難場所

火災の発生、延焼拡大という状況から、町民が迅速、安全、容易に避難ができる場所として、公園、グラウンド等を広域避難場所として指定する。

また、広域避難場所のうち、洪水・内水氾濫、地震、土砂災害・大規模火災のそれぞれにおいて災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばないものを指定緊急避難場所として指定し、北海道知事に通知し、告示する。

広域避難場所は、別紙1に定めるところによる。

(2) 指定避難所

家屋の倒壊、火災等によって住居を失い、又は浸水等によって居住することが不可能と認められる者を収容する施設として、避難所を開設する。

避難所は、原則として宿泊可能な耐火構造建築物の公共施設を指定することとする。

指定避難所のうち、洪水・内水氾濫、地震、土砂災害・大規模火災のそれぞれにおいて政令で定める基準に適合する災害の危険が及ばないものを指定緊急避難場所として指定し、北海道知事に通知し、告示する。

なお、避難所において耐震構造基準に満たない施設については、改修等によりその整備に努めるものとする。

開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

指定避難所の収容基準：3.3㎡/人（感染症対策下では約4.0㎡/人で、隣接者との間隔は前後左右約2mを基準とする。）

指定避難施設及び収容人員は、別紙2に定めるところによるとともに、避難所において収容人数を超過することがないように、効果的な情報発信の手段について検討する。

また、不足が予想される場合には公共施設や旅館等、可能な限り多くの避難所を開設し多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

なお、避難所を開設した場合には関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するものとする。

(3) 福祉避難所

福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の避難行動要支援者のうち、指定避難所において生活を行う上で、何らかの特別な配慮を必要とする者を収容する施設として、別紙3のとおり福祉避難所を指定する。

福祉避難所のうち、洪水・内水氾濫、地震、土砂災害・大規模火災のそれぞれにおいて政令で定める基準に適合する災害の危険が及ばないものを指定緊急避難場所として指定し、北海道知事に通知し告示する。

また、これら重要施設の管理者は、非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(4) 避難所の運営

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努める。

また町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- ① 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

- ② 町は、指定避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

- ③ 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

- ④ 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

特に、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。この際、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- ⑤ 町は、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお家庭動物のためのスペースは特に冬期を想定し屋内に確保することが望ましい。
- ⑥ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- ⑦ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- ⑧ 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者（特に要配慮者）に促すものとする。
- ⑨ 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ⑩ 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

- ⑪ 町は、指定避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- ⑫ 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- ⑬ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

(5) 仮設避難所及び代替施設の指定

指定避難所が災害により使用不可能となった場合は、テントの設営、代替施設の指定など避難住民の安全確保のため適切な措置を講ずるものとする。

(6) 広域避難

① 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

② 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

③ 道外への広域避難

町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。道は、市町村から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。道は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、①によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

④ 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

⑤ 関係機関の連携

道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で広域避難を実施するよう努めるものとする。

7 避難方法等

(1) 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職員・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたる。避難立退きに当たっては、避難誘導者は、円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難が困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に支援者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、

近隣のより安全な建物への「緊急的な退避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 移送の方法

① 小規模な場合

避難は、各個に行うことを原則とする。但し、避難者が、自力避難、立退きすることが不可能な場合は、町において車両等によって行うものとする。

② 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は道に対し応援を求めて実施する。

8 避難路及び避難所の安全確保

住民の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

9 避難所の開設報告

避難所を開設したときは、総務課長は次の事項を後志総合振興局長に報告するものとする。

- (1) 開設の日時及び場所、施設名
- (2) 収容状況及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

10 警戒区域の設定

設定の基準（基本法第 63 条）

- (1) 町長は、災害時においては、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。
- (2) 警察官は、町長（権限の委任を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請のあったときは、警戒区域を設定することができる。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

11 防災ハザードマップの活用

町は、ハザードマップの配布等により、住民が居住地域の災害リスクを理解し、とるべき行動や適切な避難先が判断できるよう周知に努める。

12 感染症対策

町は、避難所開設・運営に関し、担当職員も含めた感染症対策について十分に考慮する。

(1) 感染症対策重視項目の確行

- ① 避難住民の密集防止及び定時の換気（各人間隔（約 2 m）の保持）
- ② 個人防護（マスク装着、手指消毒、検温、大声発生抑止）指導
- ③ 適宜の健康相談
- ④ 感染症対策用備品の備蓄

(2) 感染症患者発生時の対応

- ① 避難所管理部、保健医療部及び統制本部が連携
- ② 応急収容施設の事前選定（町内の宿泊施設、小・中学校教室）
- ③ 俱知安保健所の指導に基づき処置

広域避難場所

番号	避難場所	所在地	面積	避難対象区域	指定緊急避難場所の指定の有無			備考
					洪水・ 内水氾濫	地震	土砂災害・ 大規模火災	
1	黒松内小学校グラウンド	黒松内 357-1	12,520 m ²	1区、2区、3区、4区、5区、6区、北7区、 南7区、8区、9区、13区、14区、 黒松内公住、西沢、中里	×	○	○	
2	白井川小学校グラウンド	白井川 16-35	9,950 m ²	赤井川、角十	○	○	○	
3	作開地区生涯学習館グラウンド	南作開 76-1	4,560 m ²	北作開、中作開、南作開	×	○	○	
4	熱郭地区生涯学習館グラウンド	熱郭 34-3	2,960 m ²	熱郭、西熱郭、白炭、チョポシナイ、熱郭公住	×	○	○	
5	大成地区生涯学習館グラウンド	大成 137-1	2,792 m ²	大成、上大成、東川、東栄	×	○	○	
6	豊幌地区生涯学習館グラウンド	豊幌 437	6,020 m ²	豊幌、上豊幌、歌才、貝殻	×	○	○	
7	中ノ川地区生涯学習館グラウンド	中ノ川 297-1	5,058 m ²	上中ノ川、下中ノ川、目名、五十嵐	×	○	○	
8	黒松内中学校グラウンド	旭野 48-1	20,874 m ²	12区、旭野、添別	○	○	○	
9	白井川中学校グラウンド	白井川 17-9	11,833 m ²	白井川、共心、婆沢、大谷地	×	○	○	
10	つくし園グラウンド	黒松内 561-5	1,640 m ²	10区、黒松内つくし園施設利用者	○	○	○	
11	健康増進施設（多目的広場）	黒松内 497-1	19,500 m ²	施設利用者の他、町内在住者等	○	○	○	
12	黒松内町営野球場	黒松内 498-2	37,500 m ²	施設利用者の他、町内在住者等	○	○	○	

別紙2

指定避難所

RC→鉄筋コンクリート W→木造 CB→ブロック S→鉄骨造

番号	避難施設	所在地	電話	収容能力(人)	構造	暖房設備	ガスコンロ(個)	延べ面積(m ²)	夜間等緊急連絡先		指定緊急避難場所の指定の有無			備考
									管理者	電話番号	洪水・内水氾濫	地震	土砂災害・大規模火災	
1	黒松内小学校	黒松内 357-1	72-3023	1,100	RC	有	8	3,633	学校長	72-3884	×	○	○	
2	総合町民センター	黒松内 392-2		628	RC	有	11	2,073	教育委員会	72-3160	×	○	○	
3	白井川小学校	白井川 16-35	73-2012	353	RC	有	2	1,166	学校長	73-2376	○	○	○	
4	作開地区生涯学習館	南作開 76-1		127	S	有	1	422	教育委員会	72-3160	×	○	○	
5	作開地区集会所	北作開 85-1		60	CB	有	2	200	役場	72-3311	○	×	○	
6	大成振興会館	大成 44-24		35	CB	有	3	116	役場	72-3311	×	○	○	
7	中ノ川地区生涯学習館	中ノ川 297-1	72-3621	390	RC	有	3	1,289	教育委員会	72-3160	×	○	○	
8	豊幌振興会館	豊幌 425-4		45	W	有	2	148	役場	72-3311	×	○	○	
9	歌才地区集会所	歌才 357-1		15	W	有	2	50	役場	72-3311	○	○	○	
10	黒松内中学校	旭野 48-1	72-3069	1,082	RC	有	8	3,571	教頭	72-3585	○	○	○	
11	白井川地区コミュニティセンター	白井川 8-268		120	CB+S	有	2	395	役場	72-3311	×	○	○	
12	余市養護学校しりべし学園分校	黒松内 564	72-3903	748	RC	有	有	2,470	教頭	72-3062	○	○	○	
13	環境学習センター	黒松内 584-3	72-3010	114	RC	有	有	377	同左	72-3010	○	○	○	
14	黒松内温泉ぶなの森	黒松内 544-1	72-4566	436	RC	有	有	1,439	同左	72-4566	○	○	○	
15	トワ・ヴェールⅡ	白井川 8-10	71-2222	85	RC	有	有	283	同左	71-2222	×	○	○	
16	黒松内町総合体育館	黒松内 392-2	72-3749	773	W(RC)	有	0	2,551	教育委員会	72-3160	×	○	○	

注：作開地区生涯学習館の延べ面積は、S造の体育館とした。

別紙3

福祉避難所

No.	施設名	所在地	電話	FAX	指定緊急避難場所の指定の有無			想定収容人数		備考
					洪水・内水氾濫	地震	土砂災害・大規模火災	避難行動要支援者	一般被災者	
1	養護老人ホーム 緑ヶ丘老人ホーム	字黒松内 562-4	72-3139	72-3755	○	○	○	10	20	
2	黒松内町デイ・サービスセンター	字黒松内 562-4	72-3750	72-3899	○	○	○	0	10	
3	特別養護老人ホーム 緑ヶ丘ハイツ	字黒松内 561-1	72-3330	72-3756	○	○	○	10	20	
4	老人保健施設 湯の里・黒松内	字黒松内 565-11	77-2120	77-2080	○	○	○	40	80	
5	福祉型障害児入所施設 しりべし学園	字黒松内 565-2	72-3173	72-3952	○	○	○	10	50	
6	障害者支援施設 しりべし学園成人寮	字黒松内 565-2	77-2950	72-3952	○	○	○	10	30	
7	障害者支援施設 後志リハビリセンター	字黒松内 563-6	72-3767	72-4393	○	○	○	10	30	
8	児童養護施設 黒松内つくし園	字黒松内 562-1	72-3033	72-4066	○	○	○	30	150	
9	認定こども園 黒松内保育園	字黒松内 303	72-3230	75-9707	×	○	○	10	※50	
	計							160	460	

※保育中は20名

付紙

地区別近傍指定避難所（基準）

番号	避難施設	収容能力 (人)	1区	4区	北7区	8区	9区	10区	12区	14区	熱郭町住	旭野西沢添別	中里貝殻豊幌上豊幌歌才	大成上大成東川東栄	大谷地共心白井川婆沢角十赤井川	熱郭白炭	上中の川下中の川目名	南作開中作開北作開	備考
			2区 3区	5区 6区	南7区	黒公住アカシア	13区	11区	13区	14区	12区	14区	熱郭町住	旭野西沢添別	中里貝殻豊幌上豊幌歌才	大成上大成東川東栄	大谷地共心白井川婆沢角十赤井川	熱郭白炭	
			232	165	171	365	195	332	54	114	120	45	61	41	186	59	79	85	
1	黒松内小学校	1,100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
2	総合町民センター	628	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		
3	白井川小学校	353													○				
4	作開地区生涯学習館	127																○	
5	作開地区集会所	60																○	
6	大成振興会館	35												○					
7	中ノ川地区生涯学習館	390														○	○		
8	豊幌振興会館	45											○						
9	歌才地区集会所	15											○						
10	黒松内中学校	1,082	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		
11	白井川地区コミュニティセンター	155													○				
12	余市養護学校しりべし学園分校	748	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○						
13	環境学習センター	114	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
14	黒松内温泉ぶなの森	436	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
15	トワ・ヴェールⅡ	85													○				
16	黒松内町総合体育館	773	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		

※各区の住民数は、令和5年8月1日現在（福祉施設等除く。）
 ※各施設の収容能力は、延べ床面積から3.3㎡/人を基準に算出

第5節 救助救出計画

災害によって、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、次のとおりとする。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては、各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施するものとする。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

1 実施責任者

(1) 北海道警察

被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施するものとする。

(2) 北海道

道は、市町村を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町からの救助救出について応援を求められ、必要があると認めるときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずるものとする。

また、町のみで実施できない場合は、救助救出を実施するものとする。

(3) 町（消防機関）

町（災害救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社の救護所に収容するものとする。

また、町は、当該町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接町村、北海道等の応援を求めるものとする。

2 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施するものとする。

(2) 現地災害対策本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第2章第2節 災害対策本部」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置するものとする。

第6節 災害警備計画

災害に関する寿都警察署（以下「警察署」という。）の諸活動は、北海道地域防災計画によるほか、本計画に定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害時においては、災害の発生を防御、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害における警備体制

災害に対処する警備体制は、方面本部長からの発令がなされるが、警察署長は、管内の情勢に応じて必要と認めるときは、方面本部長からの発令を待つことなく、次の警備体制をとるものとする。

(1) 警備体制の種別

① 準備体制

気象情報等により災害の発生が予想され、かつ事態発生までに相当の時間的余裕がある場合。

② 警戒体制

管内に暴風、暴風雪、大雨、火災等の特別警報又は警報が発せられる等、洪水、山崩れ、大火災、爆発等による被害の発生が予想される場合。

③ 非常体制

災害が発生し、又は発生しようとする場合。

(2) 警戒体制の解除

警察署長は、方面本部長からの発令を受けたとき、又は気象状況の変化、若しくは洪水、浸水等による危険状態に応じ、あるいは発生した災害について応急の措置が完了した場合には、その事態に応じ逐次警備体制の切り替え又は解除を発令するものとする。

3 災害警備

(1) 災害応急対策

① 準備体制下における活動

準備体制をとったときは、おおむね次の各号に掲げる活動を行う。

ア 気象情報その他の災害に関する情報の収集及び伝達

イ 関係機関との連絡

ウ 警察通信施設、設備及び通信機器の整備

エ 装備、資器材の整備

② 警戒体制下における活動

警戒体制をとったときは、上記アに掲げる諸活動のほか、おおむね次の各号に掲げる活動を行う。

ア 災害警察本部の設置

イ 警備要員の招集

ウ 通信資機材の重点配備

エ 管内状況の把握

オ 警察の伝達に対する協力

カ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去

キ 避難の指示又は警告及び避難者の誘導

③ 非常体制下における活動

ア 初期の活動

(ア) 人命救助

(イ) 交通規制

(ウ) 被害状況の調査及び報告

(エ) 広報

イ その後の活動

(ア) 死体の検視

(イ) 危険物の取締り

(ウ) 犯罪の予防及び取締り

(エ) 他の機関の行う救助活動及び防御活動に関する協力

(オ) 通信資機材及び装備資機材の支援要請

- (2) 災害の予報及び警報の伝達に関する事項
- ① 北海道警察は、警備上必要と認められる範囲の特別警報、警報及び注意報について、警察署を経て、町長に伝達するよう協力するものとする。
 - ② 警察署長は、気象庁の地方機関及び町等の関係機関と災害に関する予報及び警報の伝達に関して、平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に遺憾ないように処置するものとする。
 - ③ 警察官は、基本法第 54 条第 1 項の規定に基づき、災害が発生するおそれのある異常な気象を発見した通報を受けた場合は、速やかに町長に通報するものとする。
- (3) 事前措置に関する事項
- ① 町長が行う警察官の出動要請
町長が基本法第 58 条の規定に基づき、警察官の出動要請を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は警察署長を経て方面本部長に対し行うものとする。
 - ② 町長の要請により行う事前措置
警察署長は、町長からの要請により基本法第 59 条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。また、当該措置の事後処理は、町長が行うものとする。
- (4) 災害時における災害情報の収集に関する事項
- 方面本部長又は警察署長は、町長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。警察が収集する災害情報は、おおむね次のとおりとする。
- ① 災害の種別
 - ② 災害の発生した日時
 - ③ 災害の発生した場所及び地域
 - ④ 当該地域の気象情報
 - ⑤ 被害の概要及び主要被害の状況
 - ⑥ 避難者の状況
 - ⑦ 主要交通機関の被害状況及び復旧状況
 - ⑧ 警察関係の被害状況
 - ⑨ 治安状況
- (5) 災害時における広報に関する事項
- 警察署長は、地域住民に対して、必要と認める場合には、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通規制、その他警察活動等について広報を行うものとする。
- (6) 避難に関する事項
- ① 警察官は、基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により避難の指示又は警告を行うものとする。
 - ② ①により避難の指示又は警告を行う場合は、「本章第 4 節 避難対策計画」に定める避難所を示すものとする。但し、災害の種別、規模、現場の状況等により当計画によりがたい場合は、適宜措置を講ずるものとする。
 - ③ 警察官が避難の指示及び警告を行う場合は、状況の許す限り、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
 - ア 避難すべき時期
 - イ 避難すべき理由
 - ウ 避難先における給食等の準備状況
 - エ 避難後の財産保護措置
 - ④ 避難の誘導に当たっては、町及び消防機関等と協力し、安全な路線を選択して誘導するとともに、避難した地域に対しては状況に許す限り警ら、検問所の設置等を行い、慰留財産の保護、その他犯罪の予防に努めるものとする。
- (7) 救助に関する事項
- ① 警察署長は、町長等災害救助の責任を有する機関に協力し、罹災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに死体の発見に努めるとともに、状況により後志総合振興局長又は町長の行う災害活動に協力するものとする。
 - ② 警察署長は、災害が発生し必要があると認められる場合は、災害現場において消防機関と協力して危険地域の監視及び警ら等を行い、罹災者の発見に努めてこれを救出するものとする。
 - ③ 警察署長は、負傷者及び疾病者の応急救護を行うため、災害現場に出動する警察官が応急的医薬品を携帯することとなるよう後志総合振興局長及び町長とあらかじめ連絡しておくものとする。

(8) 応急措置に関する事項

- ① 警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項に基づき、警戒区域の設定を行った場合は、直ちに町長に通知するものとする。警戒区域を設定し、通知を行った場合等の事後処理は、町長が行うものとする。
- ② 警察署長は、警察官が基本法第 64 条 7 項並びに同法第 65 条第 2 項に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちに町長に報告し、その損失の補償等の事後処理については、町長が行うものとする。

(9) 災害時における通信計画に関する事項

- ① 警察署長は、方面本部通信主管課長等と緊密に連絡を保ち、現有通信施設及び設備の適切な運用により、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
- ② 警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認める地域に対しては、移動無線局、携帯無線機等必要な通信施設及び機材を配置するよう、方面本部通信主管課長等とあらかじめ打合せておくものとする。

(10) 災害時における交通規制に関する事項

- ① 警察署長は、その管轄区域内の道路について、災害により欠壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第 5 条第 1 項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止、又は制限するものとする。
- ② 警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第 6 条第 4 項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は規制するものとする。

第7節 交通応急対策計画

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

(1) 北海道公安委員会（北海道警察）

- ① 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- ② 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができるものとする。
- ③ ②による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、または、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができるものとする。
この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができるものとする。

(2) 北海道開発局

一般国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図るものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図るものとする。

(4) 北海道

道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。

また、交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努めるものとする。

(5) 町（消防機関）

- ① 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに、迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努めるものとする。
- ② 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができるものとする。
- ③ 消防吏員は、②による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、または、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができるものとする。
この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができるものとする。

(6) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官がその場にはいない時に次の措置をとることができるものとする。

- ① 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- ② 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- ③ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北海道警察）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握するものとする。

- ① 破損し、又は通行不能となった道路名及び区間
- ② 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- ③ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ① 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- ② 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図るものとする。

3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急対策を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知するものとする。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知するものとする。

(2) 緊急通行車両

- ① 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

- ② 指定行政機関が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会は、業務の性質上、町民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認める車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象外車両として通行を認めるものとする。

- ① 傷病者の救護又は医師の救急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
- ② 報道関係の緊急取材のために使用中の車両